

安芸高田市行政改革
集中改革プラン実績報告書
(平成17年度～平成21年度)

平成22年10月
総務企画部行政経営課

《目 次》

総 括	1
I 事務事業の再編・整理、廃止・統合	2
1 補助金整理合理化の取組み	
2 公用車総車両台数の削減の取組み	
3 契約見直しによるコスト縮減の取組み	
4 行政組織・機構の見直し	
5 行政評価システムの導入	
II 民間委託等の推進	5
1 指定管理者制度の活用	
2 集会所施設の適正管理	
3 民間委託の推進とサービスの向上	
4 水道施設維持管理業務の民活導入	
III 定員管理・給与の適正化	8
1 行財政環境の変化に対応した定員管理	
2 給与等の適正化	
(1) 給与抑制措置	
(2) 管理職手当率の引き下げ	
(3) 旅費日当の改正	
(4) 職員互助会への補助金見直し	
IV 健全な財政運営の推進	11
1 収納対策	
2 使用料、手数料の見直し	
(1) 児童館・児童クラブの保護者負担金	
(2) 水道使用料の改定	
(3) 下水道使用料の統一	
3 市有財産の有効活用	
4 その他の歳入増加策	
(1) 職員駐車場	
(2) 広告料収入	
5 財政健全化計画の策定	
(資料)	14
普通会計歳入歳出決算額の推移	
財政指標の状況	

～総 括～

安芸高田市行政改革集中改革プランは、平成17年4月に策定した「安芸高田市行政改革大綱」及び「安芸高田市行政改革推進実施計画書」（実施期間：平成17～21年度）に基づいて実施する改革項目のうち、平成17年3月に国が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に沿って、集中的に取り組むべき主要な項目について抽出したものです。

取り組みは、平成17年度から平成21年度の5年間、「安芸高田市行政改革推進実施計画書」に沿って実施してきました。

本報告書は、上記5年間の取り組みの実績のうち、主な内容と得られた効果等についてまとめたものです。

なお、集中改革プランは平成19年9月に財政健全化計画を策定した際、一部内容を改定しました。

《集中改革プランの主な取り組み内容とその効果額》 (単位：百万円)

推進方策	効果額	備 考
I 事務事業の再編・整理、廃止・統合	1 6 億 6 千 1 百万円	
1 補助金整理合理化の取り組み	(7 0 8)	
2 公用車総車両台数の削減の取り組み	}	
3 契約見直しによるコスト削減の取り組み		
4 行政組織・機構の見直し		
5 行政評価システムの導入		
(その他・内部管理経費の削減等)		(9 5 3)
・物件費の削減		
・施設等維持費の削減		
・農林業振興公社廃止		
・その他		
II 民間委託等の推進		
1 指定管理者制度の活用		
2 集会所施設の適正管理		
3 民間委託の推進とサービスの向上		
4 水道施設維持管理業務の民活導入		
III 定員管理・給与の適正化	1 2 億 4 千 7 百万円	
1 行財政環境の変化に対応した定員管理	(7 4 3)	
2 給与等の適正化		
(1) 給与抑制措置	(3 5 2)	
(2) 管理職手当率の引き下げ	(3 1)	
(3) 旅費日当の改正	(9 6)	
(4) 職員互助会への補助金見直し	(2 5)	
IV 健全な財政運営の推進 (歳入増加策)	6 億 2 千 2 百万円	
1 収納対策	(3 9 8)	
2 使用料、手数料の見直し		
(1) 児童館・児童クラブの保護者負担金	(4 6)	
(2) 水道使用料の改定		
(3) 下水道使用料の統一		
3 市有財産の有効活用	(1 6 2)	
4 その他の歳入増加策		
(1) 職員駐車場	(1 5)	
(2) 広告料収入	(1)	
5 財政健全化計画の策定		
計	3 5 億 3 千万円	

I 事務事業の再編・整理、廃止・統合

1 補助金整理合理化の取組み

効果額 708百万円

【取組みの概要】

平成 19 年度の予算編成にあたり、当時の補助金の実態について行政改革推進本部で調査・審査を行い、行政改革推進懇話会とりわけその中に位置づけられた「補助金審査検討委員会」からの「安芸高田市補助金の整理・合理化について」（平成 18 年 10 月 18 日付安芸高田市行政改革推進懇話会長答申）の意見を反映させ、各部局において補助金見直し計画書を作成し、補助金交付団体と連携協議を重ねてきました。

その結果、補助金審査検討委員会に諮問した 165 項目の補助金の削減結果については以下のとおりとなりました。

《答申の主たる内容》

- ・ 今後 3 年間（平成 19 年度～平成 21 年度）で補助金交付額の半減を目標に、市単独補助金制度の根本的な見直しを行うべき。
- ・ 旧町単位で交付している地域限定の市単独補助金については廃止するべき。
- ・ 団体、組織の統合やそれぞれの役割分担の明確化を図り、効率的で効果的な補助金制度を確立するべき。
- ・ 交付団体への指導を強化するべき。
- ・ 交付団体の速やかな自立を促進するべき。

【成果・効果額等】

補助金審査検討委員会に諮問した 165 項目の補助金の削減結果（単年度集計）

項目・年度		H18	H19	H20	H21
補助金審査検討委員会諮問165項目	金額	343,658	287,111	239,115	246,738
	前年度比較	—	▲56,547	▲47,996	7,623
	前年度比較	—	▲16.5	▲16.7	3.2

（単位：千円、％）

なお、全単独補助金の整理合理化による効果額は以下のとおりです。

項目・年度	H17	H18	H19	H20	H21	合計
単独補助金	87	87	157	190	187	708

※効果額は前年度までの効果額を含めた累計額

（単位：百万円）

2 公用車総車両台数等の削減の取組み

【取組みの概要】

実施年度	取組みの主な内容
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市全車両を対象とした「公用車一覧表」を作成し、車検を含む整備一般、燃料代の支出等、管財課ですべて実施するようになりました。これにより、各部署の配車状況、すべての車両にかかるコスト等把握可能となりました。 ・ 集中管理車両（共用公用車）を導入し、効率的な運行の実施を開始しました。
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎建設に伴う、各分庁舎からの車両の集結に併せ、「安芸高田市公用車管理再編計画」策定。公用車の管理運行形態を、全庁舎共用車、各部・支所共用車、各課専用車の3種に分類。共用化を推進することにより稼働率を上昇させ、余剰車両を廃止するという方法で、車両の効率的活用と経費の削減を図りました。 ・ この計画に基づき、全庁舎共用車を7台から15台に増車。また、各部・支所においても各課の枠を超えて使用できる各部・各支所共用車を設置しました。

実施年度	取組みの主な内容
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・全車両の稼働率調査を実施し、余剰車両を抽出。当該車両については、廃車・配置換を行いました。 ・平成21年4月からの支所の縮小を見据え、各支所車両台数の削減及び車種の見直しを実施しました。(各支所の台数及び車種を均一化)
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度より、事業専用車両の維持管理費を、それぞれの事業費へ組替。各事業の中で効率化を検討。 ・臨時交付金事業にて軽自動車5台・小型貨物車5台を新規導入。老朽車両との入替実施。 ・災害発生時の支所車両配備計画策定。

3 契約見直しによるコスト削減の取組み

【取組みの概要】

平成18年8月に作成した「工事及び業務委託の発注の手引き」により、案件ごとに随意契約適用のチェックリストを作成し、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に適合した、真にやむを得ない案件に限り随意契約を行い、その他のものは、指名競争入札等に移行してきました。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から7号の適用については、市の「業者等選考委員会」において審議することとして、適用な運用に努めました。

4 行政組織・機構の見直し

【取組みの概要】

行政組織・機構については、本市が直面している重要課題に的確に対応し早期解決を図るとともに、限られた職員による質の高い行政サービスを提供するため、より効率的で効果的な行政運営を具現化できる組織並びに機構を構築する必要があることを基本方針として、毎年度、その時々の方情勢に対応すべく見直しを実施してきました。

特に、平成19年10月には以下の視点で抜本的な機構改革を断行しました。

《改革の視点》

- (1) フラット化、スリム化による効率的で機能的な組織機構
- (2) 重点施策の遂行を強化する組織機構
- (3) マネジメントを重視した組織機構

《具体的方策》

- (1) 部・課の統合
- (2) 職員削減の中における支所の再整理
- (3) 係制の廃止とグループ制の導入
- (4) 特命による部長及び課長の配置
- (5) 経営管理セクションの設置

さらに、平成21年4月にも再度、組織・機構等の見直しを行い、ほぼ現行の組織になっています。

【これまでの主な組織機構改革の内容】

実施年月	組織改編の主な内容
H17.4.1	<ul style="list-style-type: none"> 自治振興部企画課情報政策係を企画課より分離し、総務部内に「電算室」を設置。 「安芸高田市農業振興センター」の設立準備に対応した組織体制として、地域営農課内に企画振興係を設置し、普及指導係を廃するとともに、農林水産課を二係に再編。 わかりやすい組織とするため、建設部建設課土木第1係の名称を「工務係」、土木第2係の名称を「維持係」に変更。
H18.4.1	<ul style="list-style-type: none"> 予防重視型システムへの転換へ対応するため専任職員を配置した「安芸高田市地域包括支援センター」を設置。 農林水産課内の現行二係を一係に統合し、同課内に国土調査に関する事務を移管。
H19.10.1	<ul style="list-style-type: none"> 定員適正化計画の実施などに伴う職員の急激な減少と地方分権の進展に基づく事務権限移譲等による行政サービスの増加という厳しい社会環境の中にあって、効率的な行政運営を実現させるため、平成19年度の期中において抜本的な組織・機構改革を実施。 副市長2人体制のもと、重要施策の着実かつ積極的な推進を図る執行体制を確保し、合理的で機能的な人員配置に努力。
H21.4.1	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年10月1日で実施した組織機構改革を再度見直し、本市が直面している重要課題に的確に対応し早期に解決を図るとともに、限られた職員による質の高い行政サービスを提供するため、組織機構改革を実施。

5 行政評価システムの導入

【取組みの概要】

行政が実施する事務事業について、その有効性や効果を費用対効果、市民サービス等の面から、客観的な指標で評価する事務事業評価制度を平成18年度から施行的に導入し、平成21年度には全ての事務事業及び施策について評価を実施しました。

【取組み経過】

評価年度	行政活動年度	行政評価対象		備考
		事務事業	施策	
H18	H17	46	-	事務事業評価の試行（各課1事務事業）
H19	H18	459	-	全事務事業評価の実施
H20	H19	477	30	全事務事業評価の実施 施策評価の試行（各課1施策）
H21	H20	446	91	全事務事業評価の実施 全施策評価の実施
	H21	454	98	スケジュール変更（翌年度評価から年度内評価に変更）
H22	H22	443	96	スケジュール変更（年度当初からの活用に変更）

【成果・効果額等】

達成目標の明確化やコスト意識の醸成等が図られました。

Ⅱ 民間委託等の推進

1 指定管理者制度の活用

【指定管理者制度とは…】

平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、従来の「管理委託制度」に代わり、「指定管理者制度」が導入されました。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、

- ① 公の施設の管理に民間のノウハウを幅広く活用しつつ住民サービスの向上を図る。
- ② 経費の節減等を図る。

ことを目的とするものです。

【取組みの概要】

市では、合併と同時に「安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「施行規則」を定め一部の施設について導入を図り、その後随時、制度移行する中、平成 19 年度 59 の施設で指定管理を行いました。

しかしながら、制度導入はしたものの、この間課題となっていたのは、

- (1) 合併前の「管理委託制度」をそのままの形で「指定管理者制度」に移行したため、本来目的とすべき上記①と②の事項に十分効果が現れていない。
- (2) 指定期間を単年度（1 年間）としたため、指定管理者側では長期にわたる経営計画の遂行や優秀な人材の確保、継続的なサービス水準の向上などが図りにくい環境となっていた。
- (3) 募集要項、仕様書、協定書などの様式が各部局ごとに様々で統一性に欠けている。であったことから、指定期間を複数年とすることや、公平性を確保する観点から公募を原則とすること、また、公正性を確保する観点から指定管理者候補者選定委員会の設置すること、さらに、「指定管理者制度の運用について（平成 19 年 12 月）」を策定し制度運用に伴うマニュアルの作成と各様式を統一しました。

【取組内容】

年度	導入施設数	指定管理料 予算計上額	取組内容・特記事項など
H17	43	244,078	
H18	55	273,864	
H19	59	396,647	・「指定管理者制度の運用について」を策定 ・みつや保育所指定管理開始
H20	60	394,905	
H21	67	397,643	・みつや保育所（～H24）と運営内容等について協議 ・美土里歯科診療所の民営化（H24～）の検討 ・社会体育施設の指定管理に向けた検討 など

（単位：千円）

2 集会所施設の適正管理

【取組みの概要】

平成 18 年度において、庁内組織として集会所等の体系整備に係る関係者会議を設置し、「公の施設に係る見直しの推進方針」を策定するとともに「集会所（集会所施設）再編・管理への基本的な考え方」をまとめました。

これにより基幹集会所 30 施設については、指定管理者制度導入の推進、地区集会所 69 施設については、地域財産として地域への無償譲渡を行うこととなりました。

平成 19 年度から取組みを開始し、平成 21 年度までに基幹集会所 18 施設の指定管理者制度への移行を、地区集会所 63 施設の無償譲渡をそれぞれ実施しました。

【取組内容】

項目・年度	H17	H18	H19	H20	H21	合計
基幹集会所への指定管理導入	—	—	11	0	7	18
地区集会所の無償譲渡	—	—	42	15	6	63

(単位：施設)

3 民間委託の推進とサービスの向上

【取組みの概要】

集中改革プランに掲載の各事務事業の民間委託の推進については、可能なものについて積極的に委託を進めてまいりました。なお、本庁舎の清掃及び道路維持補修・清掃等については一部職員が直営で行うことに変更、また、案内受付については派遣受入れにより平成 22 年 4 月より委託しています。

【取組内容】

事務事業の種類	平成 16 年度末時点における事務事業の委託等の状況	平成 22 年 4 月 1 日時点における事務事業の委託等の状況	備考
①本庁舎の清掃	全部委託	一部委託（専任職員無）	※H20.4.1～職員清掃
②本庁舎の夜間警備	全部委託	同左	
③案内・受付	全部直営（専任職員有）	一部委託（専任職員有）	※H22.4.1～派遣受入
④電話交換	全部直営（専任職員無）	同左	※合併時～ダイヤルイン
⑤公用車運転	全部直営（専任職員無）	同左	
⑥し尿処理	全部委託	同左	
⑦一般ごみ収集	一部事務組合全部委託	同左	
⑧学校給食（調理）	一部委託（専任職員有）	全部直営（専任職員有）	※センター方式 5 自校方式 3
⑨学校給食（運搬）	全部委託	同左	
⑩学校用務員事務	全部委託	同左	
⑪水道メーター検針	全部委託	同左	
⑫道路維持補修・清掃等	全部委託	一部委託（専任職員無）	※一部職員直營業務有
⑬ホームヘルパー派遣	全部委託	同左	
⑭在宅配食サービス	全部委託	同左	
⑮情報処理・庁内情報システム維持	一部委託	同左	
⑯ホームページの作成・運営	一部委託	同左	
⑰調査・集計	一部委託	同左	
⑱総務関係事務	全部直営	同左	

以上のほか、第2次行政改革大綱（実施期間：平成22～26年度）に基づく改革項目に関して、次の取組みを前倒しで実施しました。

実施年度	取組みの主な内容
平成21年度	・平成23年4月からの窓口関連業務の委託とワンストップ化に向けて「窓口関連業務委託調査作業チーム」（H21.11.18設置）で検討中

4 水道施設維持管理業務の民活導入

【取組みの概要】

実施年度	取組みの主な内容
平成18年度	・包括的民間委託の導入可能性、効果と留意すべき事項等について検討。
平成19年度	・水道施設維持管理民活導入・水道料金統一検討委員会、同ワーキンググループ会議で計画内容について調査状況の報告。 ・水道料金の統一検討と合わせて検討委員会、ワーキンググループ会議開催。
平成20年度	・水道施設維持管理民活導入・水道料金統一検討委員会及びワーキンググループ会議で、委託の範囲、コスト削減見込額の推計及使用者サービスの向上等について検討。
平成21年度	・水道施設保守点検、運転管理業務（第三者委託）については受託者の実務経験が必要であり数年間は通常の業務委託により業務開始。併せて窓口、料金関係業務等についても業務委託し、数年経過後には、包括民営化する方針。 ・吉田、美土里、高宮、甲田、向原の各給水区施設の保守点検業務について、業務委託を開始。

Ⅲ 定員管理・給与の適正化

1 行財政環境の変化に対応した定員管理

効果額 743百万円

【取組みの概要】

合併後、職員数の早期適正化を目指し退職不補充としてきたため、平成18年3月策定の第1次定員適正化計画における平成22年4月の目標数値を1年前倒しで達成しました。

今後においては、平成20年12月に改めて策定した第2次定員適正化計画に基づき、職員の年齢構成比率等を考慮しながら職員数の適正管理を継続します。

【職員数削減の状況】

区 分		H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1
計画	職員数(①)	513	501	491	487	474	465
	対17年増減数	—	▲12	▲22	▲26	▲39	▲48
実績	職員数(②)	—	500	480	470	460	450
	対17年増減数	—	▲13	▲33	▲43	▲53	▲63
	差引②-①	—	▲1	▲11	▲17	▲14	▲15
	目標達成率	—	100.2	102.3	103.6	103.0	103.3

(単位：人、%)

2 給与等の適正化

(1) 給与抑制措置

効果額 352百万円

【取組みの概要】

市の財政状況が極めて厳しい環境にあること、さらに、平成16年8月に特別職報酬等審議会から答申された付帯意見等を踏まえ、平成17年度より職員等給与の独自の抑制措置を講じました。

《特別職報酬等審議会から答申された付帯意見中「特別な措置」》

景気の低迷に伴う地方税の減少や「三位一体改革」による地方交付税、国庫補助負担金の削減などにより安定した歳入が見込めない現在の財政状況下において、合併に伴う人件費の抑制は行財政改革の柱となるものである。

本市においても、財政状況が極めて厳しい現在の状況においては、減額措置を早期に実施すべきである。

【給与の抑制措置状況】

区分		年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
特別職	市長		なし	15%				
	副市長(助役)			10%	13%			
	収入役			7%	—			
	教育長			7%	10%			
	減額の効果			—	4,939	4,956	6,468	4,907

(単位：千円)

区分		年度						
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	
一般職	部長級	なし	2%	給与構造改革 (▲4.8%)	6%			
	次長・課長級				5% (主幹級は4%)			
	係長級				3%			
	専門員級							
	主任級							
	主任主事級				1%	1%		
	主事級				1%	1%		
減額の効果	—	69,557	0	96,215	95,900	65,227		
減額効果合計	—	74,496	4,956	102,683	100,807	68,611		
累計	—	74,496	79,452	182,135	282,942	351,553		

(注) 1. 上記の効果額は、給料及び期末勤勉手当が対象。 (単位：千円)

2. 平成21年度において、給与抑制措置は手当に反映されていません。

(ラスパイレスの比較表)

区分	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1
本市	97.7	99.4	96.1	97.0	97.6
県内市平均	97.9	98.1	98.1	98.6	98.5
全国市平均	97.6	97.4	97.9	98.3	98.4

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の市職員の給与水準を示す指数。

(2) 管理職手当率の引き下げ

効果額 31百万円

【取組みの概要】

管理職手当の支給割合を県内類似団体の支給率を参考に、以下のとおり改めました。

区分	合併時～	H17.4.1～	H18.4.1～	H19.4.1～
部長級	16/100	12/100	10/100	12/100
次長級	13/100	11/100	9/100	11/100
課長級	12/100	10/100	8/100	10/100

【成果・効果額等】

項目	H17	H18	H19	H20	H21	合計
削減額	10	10	9	1	1	31

(単位：百万円)

(3) 旅費日当の改正

効果額 96百万円

【取組みの概要】

社会・経済環境が日々変化しつつ状況の中にあり、以下の視点等を考慮し見直しを行いました。

《見直しの視点と内容》

- ・ 昼食費及び交通費相当部分とも半減 (2,200円/日→1,100円/日)
- ・ km計測の煩雑さの解消
- ・ 事務の効率化
- ・ 合併前の各町の取扱いを踏襲
- ・ 類団の同制度の権衡に配慮

- ・非支給地域の設定
 広島市安佐北区（白木町・可部町）、三次市（旧三次市・作木村・三和町）、東広島市（豊栄町・福富町）、山県郡北広島町（旧千代田町・旧大朝町）、島根県邑南町（旧瑞穂町・旧羽須美村）
- ・平成18年4月1日施行

【成果・効果額等】

項目	H17	H18	H19	H20	H21	合計
削減額（累計）	－	19	26	31	20	96

（単位：百万円）

（4）職員互助会への補助金見直し

効果額 25百万円

【取組みの概要】

行政改革推進懇話会の中に位置づけられた「補助金審査検討委員会」からの「安芸高田市補助金の整理・合理化について（平成18年10月18日付安芸高田市行政改革推進懇話会長答申）」の意見を踏まえ、平成19年度より職員互助会への補助金交付を廃止しました。

【補助金交付額の変遷】

項目	H16	H17	H18	H19～
補助金交付額	6,264 （一人当12千円）	3,120 （一人当6千円）	2,020 （一人当4千円）	0 （廃止）

（単位：千円）

【成果・効果額等】

項目	H17	H18	H19	H20	H21	合計
削減額（累計）	3	4	6	6	6	25

（単位：百万円）

IV 健全な財政運営の推進

1 収納対策

効果額 398百万円

【取組みの概要】

市民負担の公平と自主財源の確保のため、あらゆる機会と方法を活用して納付啓発を実施し、納期内自主納付の推進、滞納整理の早期着手、滞納処分の実施等滞納整理対策本部を中心に徴収対策の一層の強化を図りました。

【市税等の徴収実績】

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	合計
税 (含国保税)	56,603 (19.6)	52,763 (17.9)	54,295 (17.6)	39,300 (13.3)	46,454 (15.9)	249,415
保 育 料 使 用 料 貸付金等	35,077 (8.7)	31,694 (7.7)	26,281 (6.3)	24,511 (6.0)	31,176 (7.6)	148,739
計	91,680 (13.2)	84,457 (12.0)	80,576 (11.1)	63,811 (9.0)	77,630 (11.0)	398,154

(上段金額：千円、下段収納率：%)

2 使用料、手数料の見直し

(1) 児童館・児童クラブの保護者負担金

効果額 46百万円

【取組みの概要】

平成18年度より、児童館・児童クラブの保護者負担金を市の歳入とし、利用者の公平化と事業運営費の確保を図りました。

【成果・効果額等】

項目	H17	H18	H19	H20	H21	合計
児童館負担金	—	3,133	3,411	4,146	3,844	14,534
児童クラブ負担金	—	6,489	7,825	7,952	8,845	31,111
計	—	9,622	11,236	12,098	12,689	45,645

(単位：千円)

(2) 水道使用料の改定

【取組みの概要】

水道使用料については、水道料金統一等検討委員会の協議に基づき、平成21年度に調整のための改定を行いました。さらに、分担金については、平成21年度から全事業とも統一しました。

(3) 下水道使用料の統一

【取組みの概要】

下水道使用料の統一については、平成18年4月から全ての処理区で統一基準による徴収事務を実施しました。

3 市有財産の有効活用

効果額 162百万円

【取組みの概要】

遊休未利用地の貸付・売却については、平成17年度、安芸高田市売払財産選定委員会を設置し、不用財産の選定を実施しました。平成21年度においては、安芸高田市売払財産選定委員会を安芸高田市公有財産取得処分等委員会へ改組し、不用財産を積極的に処分できる体制を構築しました。また、普通財産の貸付料率を2.3%から4.0%へ改定し、歳入の確保に努めました。

【成果・効果額等】

種別		H17	H18	H19	H20	H21	合計
貸付	件数 (件)	44	49	43	36	48	220
	面積 (㎡)	—	167,804.91	181,535.29	198,827.70	177,219.56	725,387.46
	金額 (千円)	13,012	13,177	12,475	12,277	12,522	63,463
売却	件数 (件)	1	14	25	9	16	65
	面積 (㎡)	—	588.09	4,197.65	5,685.88	433,020.72	443,492.34
	金額 (千円)	852	4,638	64,922	5,025	23,235	98,672

4 その他の歳入増加策

(1) 職員駐車場

効果額 15百万円

【取組みの概要】

合併を機に本庁・第1分庁舎・第2分庁舎・第3分庁舎と吉田町の中心部に職員が集中（集中率 66.2パーセント）し、市が有償で借り上げている借地（駐車場）に職員の多くが駐車することとなりました。

平成18年10月現在、市が借り上げている土地に対する賃借料と職員が駐車場として占有している割合は下表のとおりであり、賃借料は市が全額負担をしていました。

場 所	区画数 (台)	賃借料（年額） (円)	占有率を乗じた額 (円)	職員占有率
本庁（含消防）	73	756,282	756,282	100.0%
	33	641,280	641,280	100.0%
	89	2,291,923	1,338,483	58.4%
	30	1,852,800	555,840	30.0%
小計	225	5,542,285	3,291,885	
第1分庁舎	33	1,188,000	1,188,000	100.0%
第2分庁舎	52	854,332	854,332	100.0%
八千代支所	81	672,840	182,339	27.1%
吉田保育所	—	364,800	364,800	100.0%
小田東保育所	—	85,080	85,080	100.0%
甲立保育所	—	141,000	141,000	100.0%
計		8,848,337	6,107,436	

市の財政状況や市民感情を考慮すると、自家用車による通勤者に対して一定の負担を求めていく必要があるとの判断から、平成19年度以降、駐車場利用者に対して、月一人千円を「職員駐車場協力金」として徴収することとしました。

【成果・効果額等】

項目	H17	H18	H19	H20	H21	合計
駐車場協力金	—	—	5,189	5,029	4,933	15,151

(単位：千円)

(2) 広告料収入

効果額 1百万円

【取組みの概要】

安芸高田市ホームページに地元民間企業等のバナー広告を、さらに広報あきたかたに広告を掲載し、自主財源の確保を行いました。

なお、封筒の広告については、広告を掲載した封筒を受納する形で取組み、下表の金額は需用費の削減額相当を掲載しています。

【成果・効果額等】

項目	H17	H18	H19	H20	H21	合計
ホームページ	—	—	—	100	130	230
広報紙	—	—	—	188	513	701
計	—	—	—	288	643	931
寄附受納	—	—	—	200	178	378

(単位：千円)

5 財政健全化計画の策定

【取組みの概要】

合併後、行政改革大綱・実施計画及び集中改革プランに基づき、人件費、物件費、普通建設事業費等の抑制による歳出の削減を進めてきましたが、これらの行財政改革の進行を上回る速度で財政状況が悪化し、その後の税収の大幅な好転や高齢化による社会保障費の増加も予想され、大幅に財源が不足する見込みとなったことから、平成19年9月、「安芸高田市財政健全化計画」を策定しました。

この計画は、過去の決算状況を振り返り、それまでの財政運営を分析するとともに、今後10年間（平成20～29年度）の長期的な財政見通しを把握し、計画的かつ着実に財政の健全化を目指すことを目的に策定されたものです。

(資料)

普通会計歳入歳出決算額の推移

■普通会計歳入決算額

(単位:千円, %)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
市 税	3,348,273	3,392,113	3,703,662	3,684,463	3,496,821
譲与税・交付金	1,040,397	1,151,951	833,686	778,951	735,338
地方交付税	9,190,069	9,120,869	8,804,038	9,352,118	9,556,837
国・県支出金	3,482,127	3,177,676	2,858,682	2,909,000	4,557,435
繰入金	595,690	839,787	550,044	264,297	392,691
繰越金	252,431	453,662	214,347	152,331	247,038
市 債	3,195,100	3,053,200	3,100,300	1,329,500	1,594,800
その他の収入	1,072,842	995,205	1,344,355	921,070	941,101
計	22,176,929	22,184,463	21,409,114	19,391,730	21,522,061

■普通会計歳出決算額

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
人 件 費	4,412,023	4,336,214	4,124,197	4,130,966	4,193,894
扶 助 費	1,628,132	1,643,725	1,729,493	1,751,767	1,865,197
公 債 費	3,928,895	3,979,818	3,881,213	4,090,165	4,151,290
物 件 費	3,041,937	2,751,505	2,779,993	2,602,021	2,793,593
維持補修費	206,260	207,583	197,025	188,005	280,968
補助費等	1,682,121	1,635,684	1,649,399	1,622,923	2,392,683
繰 出 金	2,328,065	2,427,590	2,483,995	2,599,712	2,754,084
投資及び出資金 貸 付 金	86,848	4,704	29,213	62,040	37,710
積 立 金	260,889	441,079	312,661	246,442	235,764
投資的経費	3,938,097	4,442,214	3,919,594	1,650,651	2,369,189
計	21,513,267	21,870,116	21,106,783	18,944,692	21,074,372

実質単年度収支	▲104,150	▲397,004	▲29,562	286,762	415,585
---------	----------	----------	---------	---------	---------

財政指標の状況

■普通会計

(単位:千円, %)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
基準財政需要額	9,566,566	9,693,283	9,635,858	9,792,100	9,753,444
基準財政収入額	3,387,500	3,508,363	3,685,905	3,587,669	3,370,673
標準財政規模	12,728,736	12,810,903	12,812,472	13,789,280	14,034,563
財政力指数	0.336	0.356	0.366	0.370	0.365
実質収支比率	3.3	1.6	2.2	2.7	2.1
経常収支比率	94.7	94.7	95.7	91.9	90.4
公債費比率	18.9	19.0	17.9	16.5	15.1
公債費負担比率	24.2	24.9	25.2	26.3	24.9
起債制限比率	13.5	13.9	13.9	13.6	12.9
実質公債費比率	16.8	17.9	19.2	19.3	18.7
将来負担比率	—	—	195.7	180.2	160.8
積立金現在高	5,888,590	5,808,469	5,545,391	5,729,654	5,805,591
地方債現在高	35,035,745	34,750,854	34,589,201	32,417,815	30,404,638
地方債残高比率	275.2	271.3	270.0	235.1	216.6
地方債借入額	3,195,100	3,053,200	3,100,300	1,329,500	1,594,800